

# 定 款

一般社団法人釧路地方自動車整備振興会

# 一般社団法人釧路地方自動車整備振興会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人釧路地方自動車整備振興会（以下「本会」という。）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道釧路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営の確保と健全な発達に資するとともに自動車使用者の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供すること。
- (3) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に協力すること。
- (4) 講演会、講習等を開くこと。
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (6) 自動車の整備に関する技術、教養の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者等の相談に応じ、又これらの者を指導すること。
- (7) 自動車整備事業の設備の改善及び近代化に関すること。
- (8) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること。
- (9) 自動車使用者の保守管理意識の醸成並びに定期点検整備の励行による交通事故防止と環境保全の推進。
- (10) 自動車整備技能登録試験の実施協力に関すること。
- (11) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営。
- (12) 会員の親交及び相互の啓発向上に関すること。
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

2. 前項の事業区域は、北海道運輸局釧路運輸支局管内とする。

### 第3章 会 員

#### (法人の構成員)

第 5 条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、第7条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

#### (会員の条件)

第 6 条 次に掲げる者は会員となることができる。

(1) 本会の事業区域内に住所又は事業場を有し、自動車の整備に關係ある事業を営む者。

(2) 本会の事業区域内に事業場を有し、自動車の整備に關係ある事業を営む者が組織する団体。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められ者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき關係を有していると認められる者

3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (入会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申込まなければならない。

#### (入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

#### (臨時会費)

第 9 条 本会は、会の運営上特に必要と認めたときは、総会の決議を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

#### (任意退会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### (除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員

を、除名することができる。

- (1) この定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第6条第2項各号の一に該当する会員
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上入会金及び会費の納入を怠ったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の停止)

第13条 会員が入会金及び会費の支払義務を1年以上履行しなかつたときは、一般法人法に規定する社員としての権利を除き、その資格を停止することができる。

2. 前項の規定により資格を停止された会員が入会金及び会費を納入した場合は、直ちに資格停止を解くものとする。

(権利の喪失)

第14条 本会を退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入された入会金及び会費に対して、何等の請求をすることができない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第15条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会を持って一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 本会の解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 総会は、一般法人法上の定時社員総会として、定時総会を毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時、場所、その他法令で定められた事項を示した書面で、開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとすることを理事会で決議したときは、総会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする

(決 議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 長期借入金
  - (6) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席しない会員は、委任状その他代理権を証する書面を会長に提出し、その議決権を代理人に代理行使させることができる。

(書面及び電磁的方法による議決権行使)

第23条 総会に出席しない会員が書面で議決権行使することとすることは、総会に出席できない会員は、当該書面をもって議決権行使することができる。この場合において、当該議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

2. 電磁的方法による議決権の行使は、法令に定めるところにより、本会の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提出して行う。

(総会決議の省略)

第24条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会への報告の省略)

第25条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が署名し、又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員等

(役員)

第27条 本会に、次の役員を置く。

理事 26名以上30名以内  
監事 3名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事、8名以内を常任理事とする。
3. 前項の会長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4. 第6条第2項各号の一に該当する者は、役員になることができない。

(理事及び監事の選任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 常任理事は、副会長を補佐する。
5. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を執行する。
6. 常務理事は、専務理事を補佐して本会の業務を執行し、専務理事に事故あると

き又は欠けたときは、その職務を代行する。

7. 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (理事及び監事の任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 理事又は監事は、第27条に定める定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事には総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。
3. 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
  - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (顧問及び相談役)

第35条 本会に、顧問及び相談役を各々2名以内置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議により、学識経験者等のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
4. 相談役は、本会の事業に功績のあった者のうちから、理事会の決議を経て会長

が委嘱する。

5. 相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
6. 顧問及び相談役の任期は、第31条の規定を準用する。
7. 顧問及び相談役は無報酬とする。

## 第6章 理事会

### (構 成)

第36条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び兼任理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から会長に招集の請求があったとき。
  - (4) その他法令に定める事項

### (招 集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事が招集する。

### (議 長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決 議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第43条 この法人に常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、常任理事、専務理事、常務理事及び事務局職員をもって構成する。
3. 常任理事会は、本会の業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改組について、会長の諮問に応じて、理事会に参考意見を述べることができる。
4. 常任理事会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会が別に定める。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類は定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類は承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計)

第48条 毎年会計年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(剰余金の分配)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

### (解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

2. 清算人は、総会の決議を経てこれを決める。

### (残余財産の処分)

第52条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第54条 本会の事務を処理するために、事務局をおく。

2. 事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会において別に定める。  
3. 事務局の職員のうち重要な職員は、理事会の決議により会長が任免する。  
4. 前項以外の職員は、会長が任免する。

## 第11章 雜則

### (細則)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の会長は川村 勲、専務理事は中村 智欣とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に

において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この規程の一部改正(第27条、第28条、第29条、第37条、第43条)は、令和2年2月22日から施行する。
5. この規定の一部改正(第4条、第6条、第11条、第27条)は、令和3年2月27日から施行する。